

市道敷地寄附・分筆手数料の留意事項について

1. 市道敷地寄附について

- ①分筆登記したものであること。
- ②抵当権等が付いていないこと。抵当権等が設定されているときは抹消登記後、受付します。
- ③境界が確定されていること。
- ④登記上の住所と現住所が変更されているとき、または登記上の所有者と現所有者が変更されているときは登記変更後、受付します。
- ⑤市道敷地寄附申込書に基づき必要書類を添付し、申込書を提出してください。
- ⑥申込書の受付後、審査、決裁、所有権移転登記(市が嘱託登記する)等を行うので約1ヶ月の期間を要します。
- ⑦所有権移転登記後、申請者に対して所有権移転登記完了の通知をします。

2. 分筆手数料について

- ①道路敷地の採納のために分筆したものであること。
- ②申請者は個人及び法人でも申請ができます。なお、申請人が同一で、隣接地に何筆もある場合の分筆手数料は一件となります。
- ③採納の基因となった当該敷地について、八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例(平成23年条例第9号)第66条第1項に規定する開発事業及び同条例第88条第1項に規定する大規模開発事業によるものではないこと。
- ④採納の基因となった当該敷地について、自己の用に供すること。宅地分譲などによる売買、駐車場やアパートなどを賃貸借するなどの場合は申請対象外となります。
- ⑤助成金は分筆額の2分の1とし、限度額は200,000円です。また、一団の土地で採納する筆が複数ある場合は、2筆目から1筆増すごとに15,000円を加算するものとする。
- ⑥助成金は、市道敷地寄附の所有権移転登記後、銀行振込により送金しますので、市指定の請求書を提出してください。
- ⑦手続きに時間を要するため、当該年度の2月末で申請を締め切ります。締め切り後の申請となる場合は、担当までご相談ください。
- ⑧申請が行われる年度の1か年度前以降に分筆登記、寄附採納申請を行った物件が申請対象となります。

問合せ先

八潮市道路治水課用地係